

美唄市中心市街地店舗景観等改修事業 募集要領
(美唄市中小企業等振興条例第4条第2号に定める商店街環境整備補助金)

1. 目 的

この補助金は、中心市街地にある店舗の景観整備を行うことで中心市街地の明るさを取り戻し、人を呼びこみ易い雰囲気づくりを行い、賑わいを創出することを目的とします。

2. 対象範囲及び要件

- ・申請者が中心市街地で店舗を営業している中小企業者であって、店舗改修（外装及び内装の整備等）により景観改善や業務効率の向上、顧客の増加等が見込め、経営基盤の強化が期待できる事業であること
- ・前回の申請から5年以上が経過していること
- ・改修後5年間は建物の売却をしないこと
- ・当該年度中(令和8年3月31日まで)に完了する事業であること
- ・国、道の補助金及び美唄市の別の補助金を活用していないこと
- ・市税の滞納が無いこと
- ・美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと

3. 募集期限

令和7年11月28日（金）まで

※予算が無くなり次第終了となります。

4. 補助金額

- (1) 補助金額
補助対象経費の1/2に相当する額（上限200万円）
- (2) 補助対象経費
景観改善のために必要な店舗改修費用、外構整備費用、その他景観改善が見込まれる事業の実施に係る経費（住居兼店舗の場合は、住居部分を除く）
- (3) 補助金の支払時期
事業完了後、実績報告書を受領し、補助金額を確定した後に支払います。

5. 応募方法について

- (1) 応募方法
応募書類を美唄市経済部経済観光課へ提出してください。
- (2) 応募書類
 - ・補助金交付申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支内訳書
 - ・見積書
 - ・改修を行おうとする箇所の写真
 - ・納税証明書（滞納がないことがわかるもの）
 - ・その他必要な書類
- (3) 提出部数 1部

※本申請の前に事前申請を行うこと。また、事前申請期間中に本申請を希望する場合は、事前申請時にご相談ください。

7. 審査の手続き

応募書類を市が審査し、補助金を交付するか否かを決定します。

審査項目及び審査の着眼点

- ・事業の妥当性・実現性・継続性がみとめられること。
- ・景観改善をすることで人を呼び込み、中心市街地に賑わいを創出する見込みがあること。

8. 事業完了後の実績報告の提出

事業が完了してから14日以内に下記の書類を提出していただきます。

提出書類

- ・補助事業実績報告書
 - ・収支内訳書
 - ・領収書（写）
 - ・事業実施したことがわかる写真
 - ・その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

9. 応募受付・問い合わせ

〒072-8660

美唄市西3条南1丁目1-1

美唄市役所経済部経済観光課商工労働係

【TEL】0126-63-0111（直通）

【E-mail】shokou@city.bibai.lg.jp